

管理 No.	不051
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署： 市民部 男女共同参画課
(係)

根拠区分	条例 ・規則
処分の名称	使用料の納付
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市男女共同参画センター条例（平成 14 年奈良市条例第 33 号） 第 6 条
処分権者	奈良市長
処分基準	【根拠規定】 奈良市男女共同参画センター条例 （使用料） 第6条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 【基準規定】 奈良市男女共同参画センター条例 第6条 奈良市男女共同参画センター条例施行規則 （附属設備の使用料） 第7条の2 条例別表の3の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。 （使用料の納付） 第8条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。 （1） 附属設備の追加使用の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日 （2） 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるとき 使用の日後1箇月に当たる日 2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書の表面に使用料の領収印（別記第5号様式）を押すものとする。 奈良市男女共同参画センター使用内規 2. 使用料の追加納付について （1）使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、変更承認申請書を提出しなければならない

	が、その際に発生する既納使用料との差額は、変更承認書交付を受けるときに納付するものとする。 (2) センターにおける事務処理は、速やかに行うものとする。
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	☐ 聴聞 ☐ 弁明の機会の付与 ☒ 適用除外(行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号該当)
最終更新日	平成31年4月1日更新